

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

通学路等における犯罪被害の未然防止

この指針は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」を定めるもので、通学路等（通学路及びその沿道にある施設、以下同じ。）における見守り体制や児童等（幼児、児童、以下同じ。）への安全教育、通学路等の点検及び整備について、参考となる事項を示し、通学路等における犯罪被害を未然に防止することを目的とする。

2 適用範囲等

- (1)この指針は、学校関係者（学校等を設置し又は管理する者、以下、同じ。）、地域住民等（保護者、PTA、地域住民及び関係団体）、市及び警察に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2)この指針に示す項目の適用については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係法令やその他の制約等を踏まえて、検討する必要がある。
- (3)この指針は、社会状況の変化や学校等の実情等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本方針

1 通学路等における児童等の安全確保のあり方

通学路等において、児童等がねらわれにくく、被害にあいにくい状況にするため、学校関係者、地域住民等、市及び警察の連携により、日常からの児童等の見守りから快適で魅力的な地域環境づくりまで、幅広い取組みを進めることが必要である。

2 通学路等における児童等の安全確保の基本方針

学校関係者、地域住民等、市及び警察は、地域の実情に応じて、次の四つの基本方針から、児童等の安全確保に必要な具体的方策を検討し、取り組むものとする。

- (1)犯罪情報、防犯情報の共有
- (2)児童等の見守り体制の整備
- (3)児童等の安全教育の充実
- (4)通学路等の安全点検と整備

第3 具体的方策

1 犯罪情報、防犯情報の共有

学校関係者、地域住民等、市及び警察は、通学路等における不審者による児童等の犯罪被害を未然に防止するため、下記に関する情報共有を図るものとする。

(1) 不審者発見時の通報

通学路等における不審者のはいかい等、児童等に対する犯罪に関する緊急情報を通報するためのシステムを整備する。

(2) 犯罪情報、危険情報等の共有

通学路等における犯罪情報、危険情報等といった児童等の安全の確保に関する情報の伝達及び交換をするためのシステムを整備する。

(3) 児童等の被害防止方法の情報共有

通学路等における児童等の被害防止に係る対応策について、情報の伝達及び交換をするためのシステムを整備する。

2 児童等の見守り体制の整備

学校関係者、地域住民等、市及び警察との連携による、通学路等における児童等の登・下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制を確立する。

3 児童等の安全教育の充実

児童等が日常生活全般で自らの安全を確保するために必要な事項を理解し、通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を得て、様々な危険の予測ができる能力を身につけられるように、学校関係者、地域住民等、市及び警察は、各活動や行事等の機会を活用して次のような取組みに努める。

(1) 誘拐、連れ去り、つきまとい等の犯罪に巻き込まれないための対処方法の指導

(2) 緊急避難場所の普及と、緊急避難場所の位置や避難方法の周知

(3) 地域の危険箇所等の位置や不審者対応の周知

(4) 児童等が地域の中で地域とともに安全について主体的に学ぶ教育の実施

4 通学路等の安全点検と整備

学校関係者、地域住民等、市及び警察による、通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた、以下に示す取組みを行う。

(1) 通学路等の安全点検

通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、かけこみ110番等のボランティア拠点等を記載した安全マップの作成、配布等、地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を

図るための取組みを行う。

(2)安全な通学路等の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努める。

ア 道路照明灯、街路灯、公園灯、防犯灯、門灯・玄関灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)が確保されていること。

(注1) 4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上のものをいう。

イ 周囲からの見通しが確保された構造とし、通学路等内の植栽や街路樹、また、沿道敷地の植栽等の維持管理が行き届いていること。また、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するため、必要に応じて、防犯用ミラー等の設備が整備されていること。

ウ 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備及びかけこみ110番、防犯連絡所等緊急時に児童等を保護するボランティア拠点が設けられていること。

エ 見通しが悪く延長距離の長い地下道、高架下、歩道橋、その他、人家の少ない箇所、人通りの少ない箇所で特別の配慮が必要な通学路等については、周囲から見通しの良い構造とし、必要に応じて、防犯ベル、防犯カメラ又は警察、各施設の管理者等に対する通報装置が設けられていること。